

## 第2章 情報の収集及び連絡

### 第1節 気象情報・水防情報等の収集 《危機管理室災害対策課》

#### 第1 気象情報・水防情報の収集

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を電話、ファクシミリ、端末機、インターネットにより収集する。

#### 第2 水位・潮位・雨量の観測

##### 1 観測の指令

危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。

- (1) 水位の観測 広島地方気象台から洪水注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
- (2) 潮位の観測 広島地方気象台から高潮等に関する注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
- (3) 雨量の観測 危機管理担当局長が必要と認めたとき（通常は自動的に観測する。）。

##### 2 観測要領

前項に基づく観測員の観測及び観測結果の通報は次による。

- (1) 水位の観測員は、水位の変動を監視し、水位を堤防からの落差により測定し、異常水位又は越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (2) 潮位の観測員は、潮位の状況を監視し、潮位又は堤防からの落差、風向及び波高を測定し、異常潮位又は越波、越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (3) 雨量の観測員は、特別に指示があった場合を除き、毎正時に1時間ごとの雨量を測定し、通報する。

##### 3 観測場所

水位、潮位及び雨量の観測は、別表第1に定める観測場所において行う。

##### 4 観測結果の通報

観測結果の通報系統は、別表第2のとおりとする。

### 第2節 気象情報・水防情報等の伝達 《各局等、危機管理室災害対策課、各行政区調整課・地域起こし推進課、各消防署》

#### 第1 気象情報・水防情報の伝達

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を受けたときは、別表第3に定めるところにより各局等及び各区へ伝達する。

伝達を受けた各局等及び各区の長は、速やかにその内容を水防要員に周知させるとともに、必要に応じ関係機関への連絡及び住民への広報を行うなど適切な措置を講じる。

## 第2 水位周知下水道における水位到達情報の伝達

### 1 種類及び発表基準

本市は、市長により指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
内水氾濫危険情報 (雨水出水特別警戒 水位到達情報)	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき

### 2 本市が行う水位到達情報の通知

別表第4のとおり。

## 第3節 住民情報の収集等 《各局等、危機管理室災害対策課、消防局警防課、各行政区調整課・地域起こし推進課、各消防署》

各局等及び各区の長は、災害の前兆現象や防災施設等の異常の通報を受けたときは、危機管理担当局長に報告するとともに、現地調査を行うほか、避難指示など適切な措置を講じる。

## 第4節 情報の連絡方法 《危機管理室災害対策課》

情報の連絡方法は、「地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章 災害応急対策、第3節 情報の収集及び伝達」による。